

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年12月21日〕 〔島根県条例第67号〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(基本方針)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(運営規程)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(非常災害対策)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>第9条～第11条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(基本方針)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(運営規程)</p> <p>第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(非常災害対策)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第9条～第11条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 〔略〕</p>

2～11 〔略〕

12 〔略〕

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 〔略〕

第13条～第15条 〔略〕

(処遇の方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 〔略〕

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 〔略〕

第17条～第20条 〔略〕

(施設長の責務)

第21条 〔略〕

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第22条 〔略〕

(勤務体制の確保)

第23条 〔略〕

2 〔略〕

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質向上のた

2～11 〔略〕

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 栄養士 又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 〔略〕

第13条～第15条 〔略〕

(処遇の方針)

第16条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会
_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 〔略〕

第17条～第20条 〔略〕

(施設長の責務)

第21条 〔略〕

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第22条 〔略〕

(勤務体制の確保)

第23条 〔略〕

2 〔略〕

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上の

めの研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第24条 [略]

- 2 [略]

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) [略]

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

ための研修の機会を確保しなければならない。 _____

[新設]

[新設]

（衛生管理等）

第24条 [略]

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 _____ をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) [略]

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 〔略〕

第25条～第28条 〔略〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

2～4 〔略〕

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定

止のための研修_____を定期的実施すること。

(4) 〔略〕

第25条～第28条 〔略〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 事故発生の防止のための委員会_____及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

〔新設〕

2～4 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

されている又は想定されるものについては、書面に代
えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式その他の知覚によっては認識することができ
ない方式で作られる記録であって、電子計算機による
情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ
とができる。

附 則 〔略〕

別表 〔略〕

附 則 〔略〕

別表 〔略〕